各国の児童手当制度概要

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	韓国
名称	児童手当		児童手当(Child Benefit)	家族手当(Allocations familiales)	児童手当(Kindergeld)	児童手当(Barnbidrag)	
支給	小学校修了まで		16 歳未満(全日制教育又は無報酬	20 歳未満	18 歳未満(失業者は21歳未満、学	16 歳未満(多子割増手当につい	
象			の就労訓練を受けている場合は		生等(職業訓練課程にある者を含	ては 16 歳以上 20 歳未満の生徒	
			20 歳未満)		む)は25歳未満)	等*も支給対象)	
					【2007.1 以降】	*全日制の高等学校・中学校・特別支援学校に通学中の、親と同居している子で、未婚の者。	
	第1子から		第1子から	第2子から	第1子から	第1子から	
合	3 歳未満:1 人当たり 10,000 円		第1子:80.00 ポンド	子 2 人: 123.92 ユーロ	第1子:164ユーロ	子1人:1,050 クローナ	
月額	3歳~小学校修了		(18,856 円)	(19,972円)	第2子:164ユーロ	(18,291 円)	
	1 人当たり		第2子以降: 52.80 ポンド	子 3 人: 282.70 ユーロ	(26,432 円)	子 2 人: 2,200 クローナ	
	第2子まで:5,000円		(12,445 円)	(45,563円)	第3子:170ユーロ	(38,324 円)	
	第 3 子以降: 10,000 円		【2009 年 1 月以降の額】	以降 1 人当たり 158.78 ユーロ	(27,399 円)	子 3 人: 3,604 クローナ	
	【2007年4月以降の額】		*給付額の基準は週単位(週単位の額は、備考欄を参照)。上記の額は、 1ヶ月(4週分)の額。	(25,591 円)	第4子以降:195ユーロ	(62,782円)	
					(31,428円)	子 4 人: 5,514 クローナ	
				11 歳以上には加算	【2009年1月以降の額】	(96,054 円)	
				11~15 歳:34.86 ユーロ		子 5 人: 7,614 クローナ	
				(5,618 円)		(132,636 円)	
				16 歳以上:61.96 ユーロ		子6人:9,714クローナ	
		該当なし		(9,986円)		(169,218円) 【2009年8月現在の額】	該当なし
		以当なり		【2009 年末までの額】			改当なり
得 限	あり 例:夫婦(妻は被扶養者)と子 2 人の世帯の場合、所得制限限度額 は非被用者 574 万円未満、被用者 646 万円未満。年収に換算した限 度額の目安は、非被用者 780 万円 未満、被用者 860 万円未満。		なし	なし	なし	なし	
財源	国、地方公共団体及び事業主拠出		全額国庫負担	事業主拠出金(拠出金率 5.4%)と	全額公費負担(連邦政府 74%,州政	全額国庫負担	
	金(拠出金率 0.13%)			一般社会税*等。	府及び自治体 26%)		
				【2008年8月現在】	【2009年8月現在】		
				*CSG(Contribution Sociale Généralisée)。ほとんどすべての個人所得を課税対象とする社会保障目的税で、その一部が家族手当を支給する家族手当金庫の収入に充てられる。			

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	韓国
税制上の	・扶養控除	・児童税額控除(Child Tax Credit)	・児童税額控除(Child Tax Credit)	・夫婦及び被扶養子女の所得を合	・児童扶養控除(Kinderfreibetrag)	なし	・基本控除
措置	以下の場合に、所得が控除され	17 歳未満の子 1 人当たり最高	1 世帯あたり最高 545 ポンド(算して分割課税を行うため、子	子を扶養する親について、原則		20 歳以下の子 1 人当たり 150 万
	る 。	1,000 ドル(117,750 円)の税	128,457 円) 原則 16 歳未満の	の多い世帯ほど所得税負担が	18 歳未満の子 1 人当たり 6,024		ウォン(195,000円)の所得控除。
	所得税:	額控除(控除しきれない額を給	子 1 人当たり最高 2,235 ポンド	軽減される(n 分の n 乗方式*)。	ユーロ(970,888円。両親の所		・追加控除
	扶養親族1人当たり38万円、	付)。一定の所得を超えると控除	(526,790 円)を全額給付。	*家族の合算所得を、家族の人数と構成を考慮した家族係数で除	得が合算課税される場合)の所得		6 歳以下の子 1 人当たり 100 万
	特定扶養親族(16 歳以上 23 歳	額が減額される。	一定の所得を超えると給付額が	し、それに税率を掛けて、係数1	控除。		ウォン(130,000 円)を追加で
	未満)の場合は、1人当たり63	・扶養控除(Exemptions for	減額される(減額措置は、就業	あたりの納付税額を算出する。この税額に再び家族係数を掛けた	【2009年8月現在】		所得控除。
	万円。	dependents)	税額控除(Working Tax Credit)	金額が、家族全体の納付税額とな			・多子追加控除
	個人住民税:	被扶養者 1 人当たり最高 3,500	と一体で計算される)。	る。したがって、同じ所得の場合、 家族係数が大きいほど、納付税額			基本控除の対象となる子が2人
	扶養親族1人当たり33万円、	ドル(412,125 円)の所得控	【2009年4月以降の額】	は少なくなる。子の家族係数は2			以上いる場合、以下の額を追加で
	特定扶養親族(16 歳以上 23 歳	除。一定の所得を超えると控除		人目まで 0.5 であるが、3 人目以 降は 1 となるため、特に子が 3 人			所得控除。
	未満)の場合は、1人当たり45	額が減額される。		以上いる家庭に有利になる。			子 2 人:50 万ウォン
	万円。	【2008年の額】					(65,000円)
							以降 1 人当たり:100 万ウォン
							【2009年の額】
備考	・2008 年度、2009 年度に小学校		・週当たりの給付額	・子が1人の場合でも、3歳未満	・児童手当と扶養控除のうち、養育	・上記の額は、児童手当と「多子	
	就学前 3 年間の子に年 36,000		第1子:20.00 ポンド	の子に対しては、子の受け入れ	者に有利な方が自動的に適用さ	割増手当 flerbarnstillägg」の	
	円の「子育て応援特別手当」を		第 2 子以降:13.20 ポンド	に要する費用に充てる「乳幼児	れる(高所得者世帯は扶養控除が	合計額。児童手当そのものは、	
	支給。2008年度は第2子以降が			受入手当」制度のうち「基本手	有利になる)。	子 1 人当たり 1,050 クローナ。	
	対象であったが、2009 年度は第			当 Allocation de base」が支給	・親の所得が一定の範囲内にある	子が 2 人以上の場合には、以	
	1子から対象になる。			される(月額 177.95 ユーロ	場合、児童手当に加えて子1人当	下の額の割増手当が加えられ	
				(28,680円)。所得制限あり)。	たり月額最高 140 ユーロ(ప 。	
				・3 人以上の子(すべて 3 歳以上	22,564 円)の「児童付加手当	(多子割増手当の額)	
				21 歳未満)を養育する場合は、	Kinderzuschlag」が給付される	子 2 人: 100 クローナ	
				「家族補足手当 Complément	(所得の下限は、親の所得が合算	子 3 人: 454 クローナ	
				familial」が支給される(月額	課税される場合は 900 ユーロ。上	子 4 人: 1,314 クローナ	
				161.29 ユーロ(25,995 円)。	限は、親の所得等により決まる)。	子 5 人: 2,364 クローナ	
				所得制限あり)。	・経済対策の一環として 2009 年に	子 6 人: 3,414 クローナ	
					「児童特別給付金 Kinderbonus」		
					を子 1 人当たり 100 ユーロ (
					16,117円)支給。		

(注)

- ・ここでいう「児童手当」とは、子の養育にかかる費用を支援するために、一定の条件(子の年齢・数、親の収入。特別な事情(孤児、ひとり親等)は除く)を満たす場合に、使用目的を限定せず(保育費用等に限定せず)、一定の額(受給要件以外の要件で額が変動しない)を養育者に直接支給するもの。
- ・為替レートは IMF, International Financial Statistics Yearbook 2008.による 2007 年の年平均レート (1 ドル = 117.75 円、1 ポンド = 235.70 円、1 ユーロ = 161.17 円、1 スウェーデンクローネ = 17.42 円、1 ウォン = 0.13 円 (出典)
- 「5 児童手当 第358表 主要国の児童手当」『社会保障統計年報 平成20年版』国立社会保障・人口問題研究所,2009,pp.572-573. をもとに、下記の資料等を参照して作成。 【全般】
- ・「税制を活用した給付措置の国際比較」『資料(給付付き税額控除)』税制調査会 第2回スタディ・グループ(5月22日)資料[S・G2-1], 2009.5.22, p.3. < http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/sg2kai2-1.pdf>
- ・『参考資料(個人所得課税)』税制調査会 第 19 回企画会合(10 月 26 日)資料[企画 19-4], 2007.10.26, pp.9,12-13. http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/k19kai19-4-1.pdf

【各国】

- ・柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』682 号, 2007.11, pp.85-105; 神尾真知子「フランスの子育て支援 家族政策と選択の自由」『海外社会保障研究』160 号, 2007.9, pp.33-72.
- ・倉田賀世「ドイツ家族負担調整の一断面」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』6号, 1999.12, pp.128-151.
- ・高正臣『韓国税法の概要と争点』税務経理協会,2009, pp.34-35;トーマツ編『アジア諸国の税法(第 6 版)』中央経済社, 2008, pp.8-9;勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社, 2008, pp.46-49.
- ・財務省<http://www.mof.go.jp/>;厚生労働省<http://www.mhlw.go.jp/>;アメリカ内国歳入庁<http://www.irs.gov/>;イギリス歳入税関庁<http://www.hmrc.gov.uk/>;フランス家族金庫<http://www.caf.fr/>;スウェーデン社会保険庁<http://www.forsakringskassan.se/>;ドイツ連邦雇用エージェンシー<http://www.arbeitsagentur.de/>